

**損害賠償責任かび保険（米穀用）制度  
Q & A  
（令和4年）**

令和4年5月

**一般社団法人日本倉庫協会**

## 目 次

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 1. 制度内容 | ----- | 3 |
| 2. 補償内容 | ----- | 3 |
| 3. 保険料  | ----- | 5 |
| 4. 加入方法 | ----- | 8 |
| 5. その他  | ----- | 9 |

## 1. 制度内容

Q1-1. 保険契約者はだれになるのか？

A1-1. 一般社団法人日本倉庫協会です。日本倉庫協会の会員事業者からの保険加入申込を日本倉庫協会が取りまとめ、保険会社と保険契約を締結します。

Q1-2. 保険会社はどこか？

A1-2. 引受保険会社は、損害保険ジャパン株式会社です。

Q1-3. 代理店はどこか？また現在取引のある代理店を指定することは可能か？

A1-3. 代理店は日本倉庫協会が指定する損保ジャパンパートナーズ株式会社のみ扱いとなります。その他の代理店が本保険制度を取扱うことはできません。

## 2. 補償内容

Q2-1. 出庫後にかび損害が発見された場合、補償対象となるか？

A2-1. 出庫した日から起算して14日以内に発見し、かつ保険会社に連絡した場合は補償対象となります。ただしかびの発生が保管中であったことが条件となります。

Q2-2. 政府米において、保険金支払い時の米穀価格はどのように算定するのか？

A2-2. 政府寄託契約書に基づく賠償価額で算定します。ただし政府寄託契約書に定めのある重過失による加算額は補償対象外となります。

Q2-3. 政府米以外において、保険金支払い時の米穀価格はどのように算定するのか？

- A2-3. かびを発生した時（かびが発生した日が不明の場合はかび損害を発見した日）の時価額で算定します。ただし寄託契約書の寄託価額を超えないものとします。
- (例1) 民間流通米で寄託契約書の寄託価額が60キロ15,000円であり、かび発生時の時価額が60キロ12,000円である場合  
→ 支払保険金算定は60キロ12,000円を基に行います。
- (例2) 民間流通米で寄託契約書の寄託価額が60キロ10,000円であり、かび発生時の時価額が60キロ12,000円である場合  
→ 支払保険金算定は60キロ10,000円を基に行います。

Q2-4. かびが発生したかどうか不明であるが、念のため検品を実施し、かびの発生は認められなかった。この場合の検品費用は補償対象となるか。

- A2-4. 補償対象外となります。良品仕分け費用、検品費用、廃棄費用はかび発生が生じた場合のみ補償対象となります。

Q2-5. 良品仕分け費用、検品費用、廃棄費用はどのように決めるのか。

- A2-5. 日本倉庫協会と保険会社が協議し、妥当と認める費用にかぎります。

Q2-6. 補償対象となる米穀の種類は？

- A2-6. 政府米（国産米、ミニマムアクセス米）、民間流通米等全ての米穀が対象となります。

Q2-7. 管理が著しく不適切な事業者への支払い制限とは？

- A2-7. 約款のかび危険担保追加条項には以下の文言があります。
- 「日本倉庫協会により会員事業者の受託米穀の管理が著しく妥当性を欠いていたと認定された場合については、保険会社は、日本倉庫協会との協議を踏まえ、保険金支払額の全部又は一部をてん補しないことがある。」
- 上記により、日本倉庫協会において、会員事業者の管理が著しく不適切と認定した場合は、保険金支払額の全部又は一部をてん補しないことがあります。

Q2-8. かび発生が明らかに営業倉庫入庫前と特定できる場合には補償対象外とあるが、どのような場合か？

A2-8. 基本的には個別の事故により調査することになりますが、かび発生が入庫前と考えられる例は以下のとおりです。

- ① 通常の保管をしていたにもかかわらず、入庫後、すぐにかびが発見された。
- ② 通常の保管をしていたにもかかわらず、同一の輸送船で輸入されたMA米をA倉庫会社、B倉庫会社、C倉庫会社が個別に保管した。数日して3つの倉庫会社が保管するMA米全てにかびが発見された。

### 3. 保険料

Q3-1. 保険料率は？

A3-1. 倉庫に保管する米穀の年間月末平均保管残高1トンあたり60円です。

Q3-2. 保険料計算式は？

A3-2. 倉庫1棟ごとに以下の式にて計算します。

$$\text{保険料} = 60 \text{円} \times \text{年間月末平均保管残高 (トン数)}$$

ただし倉庫1棟あたりの保険料が1万円に満たない場合は、最低保険料として倉庫1棟につき1万円となります。

なお、事故が発生した場合、事故発生の翌年から事故発生による保険金支払実績により割増がかかる可能性があります。

(注) 事故割増係数については、Q3-5をご参照下さい。

Q3-3. 年間月末平均保管残高とは？

A3-3. 年間の月末保管残高の合計を12で割った数値です。

Q3-4. 保険期間終了後の保険料の精算はありますか？

A3-4. ありません。

令和2年度契約分までは確定精算方式を採用していたため、更新手続きの他、残高通知書の作成とご提出、確定保険料の追徴・返戻書類のご提出、およびそれに伴う保険料振込手続き等が必要でしたが、令和3年度以降の契約については確定保険料方式への移行により、これらの手続きが不要となります。

(更新時にお振込みいただいた保険料が当期の保険料として確定します。)

Q3-5. 事故割増係数とは？

A3-5. 事故が発生し、保険会社が保険金をお支払いした場合は、次回保険契約の満期更改時に、それまでの一定期間（注1）の損害率により事故割増がかかる可能性があります。

事故割増係数は損害率により倉所単位で以下の表のとおり決定します。

| 損害率 (%)       | 実質割増 | 事故割増係数<br>(注2) |
|---------------|------|----------------|
| 0%以上 50%未満    | 割増なし | 1.0            |
| 50%以上 100%未満  | 10%  | 1.1            |
| 100%以上 150%未満 | 20%  | 1.2            |
| 150%以上 200%未満 | 30%  | 1.3            |
| 200%以上 300%未満 | 50%  | 1.5            |
| 300%以上 400%未満 | 70%  | 1.7            |
| 400%以上        | 100% | 2.0            |

なお損害率は各倉所単位で以下の計算式にて計算します。

損害率 (%) = 一定期間の支払保険金 ÷ 一定期間の保険料 × 100

(注1) 上記の一定期間とは、保険始期の3年6ヶ月前の1日から3年間とします。例えば2022年7月1日に満期更改時、あるいは一旦停止した場合の保険再開時には、2019年1月1日～2021年12月31日とします。

(注2) 事故割増係数は損害率を毎年計算しますので変更する場合があります。

Q3-6. ある1棟の倉庫で事故が発生し保険金が支払われた場合、加入者が保有する全ての倉庫に割増がかかるのか？

A3-6. 全ての倉庫に割増はかかりません。割増は事故が発生した倉庫が所在する同一倉所内の加入倉庫全てに適用されます。

Q3-7. 倉所の定義は？

A3-7. 倉所とは、同一営業所の管理下にある、倉庫の所在する土地及びこれに連続した土地で、加入者（被保険者）によって占有されているものをいいます。この場合、道路、河川等が介在しても連続した土地とみなし、囲いの有無を問いません。

Q3-8. 中途加入は可能か？ その場合の保険料計算式は？

A3-8. 可能です。ただし、保険始期は申込み日の翌月の1日からとなります。  
(毎月20日までに申込みの場合)

中途加入した場合の保険料 = 60円 × 年間月末平均保管残高トン数 × (加入月数 / 12)

(注) ただし、保険の終期は毎年7月1日の午後4時までとなります。

Q3-9. 中途解約は可能か？

A3-9. 可能です。毎月20日までに書類を日本倉庫協会へ提出していただければ、翌月1日より解約となります。解約保険料は月割で計算し指定する口座へ返戻いたします。

Q3-10. 保険料率60円は米穀種類、保管地域で一律か？

A3-10. 米穀の種類（MA米、政府国産米、民間流通米等）にかかわらず、日本全国どこでも同じ保険料率です。

Q3-11. 割増が適用される倉庫が所在する倉所において、割増適用期間中に新設または増設された倉庫が本保険に加入、もしくは当該倉所において本保険に加入していない倉庫が新規に加入した場合、その倉庫に対しても割増料率は適用されるのか？

A3-11. 割増料率の適用となります。割増は倉所という土地（エリア）に適用される料率のため、当該倉所において、新規に本保険制度に加入する倉庫に対しては、加入初年度から保険料に割増料率が適用されます。

なお、このような場合、事故割増係数の基準となる損害率の算定が変動しますので、従前の割増料率より低い料率となる可能性があります。

（注）損害率の算定はQ3-5をご参照下さい。

## 4. 加入方法

Q4-1. 加入依頼書はどこに送付すればよいか？

A4-1. 取扱代理店へ郵送もしくは持参しご提出下さい。

記載方法等でご不明点がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

Q4-2. 保険料はどこに振込めばよいか？

A4-2. 日本倉庫協会のかび保険口座にお振込みください。パンフレットに振込先を記載しております。また、専用の振込用紙も用意しておりますのでご利用下さい。

Q4-3. 保険料を振込む際の振込手数料は誰が負担するのか？

A4-3. 加入者の負担となります。



Q4-4. 請求書、領収証は発行されますか？

A4-4. 発行はいたしません。後日、加入者証を送付いたします。

Q4-5. 申込みは、支店単位でも可能か？

A4-5. 可能です。会社、支店、支社、営業所単位での申込みができます。ただし加入単位は倉庫1棟単位とします。

Q4-6. 告知をする目的は？

A4-6. かび損害が発生したあとに本保険制度に加入し保険金請求を行う詐欺的な行為を排除するためです。本保険制度加入前に発生したかび損害は補償対象外であり、それを明確に確認するために告知が必要です。

Q4-7. 告知を記入する際、営業倉庫に保管中の全ての米穀に対し検査は必ず必要か？

A4-7. 告知の前に改めて検査する必要はありません。

Q4-8. 倉庫1棟内に複数の米穀（MA米と政府国産米等）を保管しているが、1種類のみ（MA米のみ等）で加入することは可能か？

A4-8. 米穀種類の選択はできません。倉庫1棟内すべての米穀を対象として加入いただけます。

Q4-9. 加入依頼書にある確認事項とはなにか？

A4-9. 日倉協が研修受講を確認しており、保険制度加入とは関係ありません。ただし、一般社団法人全国食糧保管協会または同協会傘下の地区協会が行う研修の受講を推奨しております。

## 5. その他

Q5-1. かび損害が発生した場合、どのような手続きをとればいいのか？

A5-1. 「かび保険制度 事故報告用紙」を速やかに損害保険ジャパンもしくは担当の損保ジャパンパートナーズ支店までFAXしてください。  
(FAX番号)  
損害保険ジャパン：03-3385-5500  
損保ジャパンパートナーズ：日倉協HP上リンク先、支店一覧をご確認ください。

Q5-2. 事故発生時の寄託者との示談交渉は保険会社がおこなうのか？

A5-2. 示談交渉は保険会社と相談しながら、倉庫業者自身で行います。

Q5-3. 共同被保険者とは？

A5-3. 保険に加入する倉庫の業務に関わる荷役業者、下請業者等となります。

保険加入者以外の事業者で、保険加入する倉庫に関わる業務を行う事業者を共同被保険者として、補償の対象者に含めることができます。共同被保険者を設定することで、その共同被保険者の責任により保管中に発生したかび損害についても、補償の対象となります。なお、共同被保険者に求償はいたしません。

(対象とならない主な事業者)

- ① 再保管先の倉庫業者
- ② 倉庫内の空調設備を製造または販売する事業者

Q5-4. 下請業者を共同被保険者に記入しなかった場合はどうなるのか？

A5-4. 下請業者に過失があった場合、保険会社は倉庫事業者に支払った保険金を下請業者に求償する場合があります。

Q5-5. 米穀を他の倉庫業者へ再保管し、再保管先でかび損害が発生した場合、補償されるか？

A5-5. 再保管する倉庫が加入していれば補償の対象となります。

(例) 倉庫A (保険に加入) の米穀を倉庫Bに再保管する場合は以下のとおりです。

倉庫Bは保険に加入 → 補償の対象となります。

倉庫Bは保険に未加入 → 補償対象外となります。

なお再保管先を、共同被保険者とすることはできません。

(共同被保険者について詳細はQ5-3をご参照下さい。)

Q5-6. 平成22年10月以降、政府米の販売等業務の包括的な民間委託が実施されているが、補償等はどのようになるか？

A5-6. 補償内容の変更はありません。

Q5-7. 他の米穀のかびによる損害を補償する保険 (他社のかび保険等) と重複して加入することは可能か？

A5-7. 可能ですが、加入時に重複加入していることを申告していただく必要があります。また、お支払いする保険金は損害賠償金を両保険で按分することになります。加入者の方にとって不利となる可能性がありますので十分ご注意ください。

(例) 他保険会社にて1倉庫あたり保険金額1億円で加入している場合は、損害賠償額を損害保険ジャパンと他保険会社で半分ずつお支払いします。

その他ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本倉庫協会 業務部

03-3643-1221

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

03-3349-3820

(取扱代理店) 損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部

03-6279-0047